

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考												
<p>第1条から第7条まで （省略） （建築物の高さ）</p> <p>第8条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 建築物の各部分から前面道路の反対側の道路境界線、隣地境界線又は計画地区の境界線までの真北方向の水平距離に基づく建築物の各部分の高さの最高限度を定めている場合において、当該各部分の高さを算定するときを除き、第1項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートル（北5条西8丁目地区地区整備計画区域、北4東6周辺地区地区整備計画区域、平岡中央地区地区整備計画区域（低層住宅B地区を除く。）、J R 琴似駅周辺地区地区整備計画区域、清田・真栄地区地区整備計画区域、J R 苗穂駅周辺地区地区整備計画区域、北33条東1丁目地区地区整備計画区域、都心創成川東部地区地区整備計画区域、大通交流拠点地区地区整備計画区域、札幌駅前通北街区地区整備計画区域及び大通Tゾーン札幌駅前通地区地区整備計画区域内にあつては、12メートル）を限度として算入しない。</p> <p>4・5 （省略）</p> <p>第9条から附則まで （省略）</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="152 1246 1003 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ台団地地区整備計画区域の項から澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項まで （省略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	もみじ台団地地区整備計画区域の項から澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項まで （省略）		（新設）		<p>第1条から第7条まで （現行のとおり） （建築物の高さ）</p> <p>第8条 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 建築物の各部分から前面道路の反対側の道路境界線、隣地境界線又は計画地区の境界線までの真北方向の水平距離に基づく建築物の各部分の高さの最高限度を定めている場合において、当該各部分の高さを算定するときを除き、第1項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートル（北5条西8丁目地区地区整備計画区域、北4東6周辺地区地区整備計画区域、平岡3条5丁目地区地区整備計画区域（緑保全型整備地区を除く。）、平岡中央地区地区整備計画区域（低層住宅B地区を除く。）、J R 琴似駅周辺地区地区整備計画区域、清田・真栄地区地区整備計画区域、J R 苗穂駅周辺地区地区整備計画区域、北33条東1丁目地区地区整備計画区域、都心創成川東部地区地区整備計画区域、大通交流拠点地区地区整備計画区域、札幌駅前通北街区地区整備計画区域及び大通Tゾーン札幌駅前通地区地区整備計画区域内にあつては、12メートル）を限度として算入しない。</p> <p>4・5 （現行のとおり）</p> <p>第9条から附則まで （現行のとおり）</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1077 1246 1928 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ台団地地区整備計画区域の項から澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項まで （現行のとおり）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平岡3条5丁目地区</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された札</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	もみじ台団地地区整備計画区域の項から澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項まで （現行のとおり）		平岡3条5丁目地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札	<p>平岡3条5丁目地区に係る都市計画の決定に伴い、建築物の高さの算定方法に係る特別が適用される区域を追加するもの</p> <p>平岡3条5丁目</p>
名称	区域													
もみじ台団地地区整備計画区域の項から澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項まで （省略）														
（新設）														
名称	区域													
もみじ台団地地区整備計画区域の項から澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項まで （現行のとおり）														
平岡3条5丁目地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札													

平岡中央地区地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで (省略)

別表 2

地区 整備 計画 区域 の 名 称	計 画 地 区 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ
		建築してはならない建築物	建築物の物の容積率の最高限度	建築物の物の容積率の最低限度	建築物の物の建蔽率の最高限度	建築物の物の敷地面積の最低限度	建築物の物の建築面積の最低限度	建築物の物の壁等の面から道路境界線、隣地境界線等までの距離の最低限度	建築物の物の高さの最高限度	建築物の物の高さの最低限度	
もみじ台団地地区整備計画区域の項から澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項まで (省略)											
(新設)											

地区整備計画区域	幌圏都市計画平岡3条5丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
平岡中央地区地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで (現行のとおり)	

別表 2

地区 整備 計画 区域 の 名 称	計 画 地 区 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ
		建築してはならない建築物	建築物の物の容積率の最高限度	建築物の物の容積率の最低限度	建築物の物の建蔽率の最高限度	建築物の物の敷地面積の最低限度	建築物の物の建築面積の最低限度	建築物の物の壁等の面から道路境界線、隣地境界線等までの距離の最低限度	建築物の物の高さの最高限度	建築物の物の高さの最低限度	
もみじ台団地地区整備計画区域の項から澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項まで (現行のとおり)											
平岡3条5丁目地区地区整備計画区域	商業地地区	(1) 住宅等	(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿	(3) 工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む。)を営むものを除く。)	(4) 自動車教習所				129,000	外壁等の面から都市計画道路厚別中央通及び市道	10 27

目地区に係る都市計画の決定に伴い、条例の適用を受ける地区整備計画区域を追加するもの

平岡3条5丁目地区に係る都市計画の決定に伴い、地区整備計画区域における建築物の制限を新たに設けるもの

平岡中央地区地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項																平岡中央地区地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項

(5) マージャン屋、
ぱちんこ屋、射的
場、勝馬投票券発
売所、場外車券売
場その他これらに
類するもの

(6) 倉庫業を営む倉
庫

北野
里塚
線の
道路
境界
線ま
での
距離

緑 次各号に掲げる
保 建築物以外のもの
全 (1) 店舗等の用途に
型 供する建築物のう
整 ち、政令第130条の
備 3第1号若しくは
地 第7号又は第130
区 条の5の3各号に
掲げるもの
(2) 病院又は診療所
(3) 幼稚園、保育所
又は集会所
(4) 巡査派出所、公
衆電話所その他こ
れらに類するもの
で政令第130条の
4各号に掲げるも
の

10

まで (省略)	まで (現行のとおり)	
備考 (省略)	備考 (現行のとおり)	
別表 3 (省略)	別表 3 (現行のとおり)	